

商品券等を発行したり、 受け取ったりしたときは？



慣れないうちは取引があったとき、どんな勘定科目で処理すればよいのか、悩むケースもあるでしょう。そうした勘定科目の取扱いについて、新人さんと一緒に、事例をもとに学んでいきましょう。

- 新人さん：**オフィスの1階につくったカフェスペース、好評みたいですわね。
- 先輩：**休憩中にコーヒーを買える場所がなかったから、デッドスペースが有効活用できたわね。
- 新人さん：**はい、そういえばコーヒーのギフトカードも販売しているらしいですよ。
- 先輩：**ギフトカードなら、歓送迎会などの贈り物としても手軽で便利だね。
- 新人さん：**カフェにしても先にお金が入ってくるから、売上アップで好都合ですね。
- 先輩：**ギフトカードの販売は売上とはちょっと違うんだよ。

○解説

「商品券」とは、百貨店や大手小売店等が販売促進のために発行している、自社発行の商品券やギフトカードなどを処理する勘定科目です。「商品券」では、自社発行の回数券やサービス利用のチケットなども処理されま

す。なお、「商品券」の勘定科目を設定せず、「前受金」で処理することもできます。一方、自社以外が発行した商品券等は「他店商品券」の勘定科目を使用します。

「商品券」は、自社が発行した商品券の券面額に相当する商品やサービスを提供する義務ですので、負債に計上されます。一方、他社が発行した「他店商品券」は、その会社から、後日、その券面額を受け取ることができる権利ですので、資産に計上されます。

「商品券」の消費税の取扱いに関しては注意が必要です。原則として、「商品券」の発行は資産の譲渡等に該当せず不課税ですが、「商品券」が実際に使用された時に課税されます。

「収益認識に関する会計基準（上場企業等に対し2021年4月から強制適用）」では、「商品券」は商品の販売前に現金等をもたらっていますが、将来、顧客へ商品を提供する義務が残るため、「契約負債」として認識されます。ただし、「商品券」と「契約負債」のどちらの勘定科目を使用してもかまいません。 ▲

ケース1 自社発行の商品券を販売した場合

自社が発行した商品券25,000円を現金で販売した。

【借方】 現金	25,000	【貸方】 商品券	25,000
----------------	--------	-----------------	--------

ケース2 自社発行の商品券を受け入れた場合

商品10,000円（税抜き）を販売し、代金として自社発行の商品券を受け取った。

【借方】 商品券	11,000	【貸方】 売上	10,000
		仮受消費税等	1,000